

連結財務諸表／貸出金

JIMOTO HOLDINGS

13. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	303円07銭
1株当たり当期純利益金額	25円39銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	9円59銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産の部の合計額	114,610百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	60,402百万円
(うち非支配株主持分)	229百万円
(うち優先株式発行金額)	60,000百万円
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	173百万円
普通株式に係る期末の純資産額	54,208百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	178,861千株

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益	4,889百万円
普通株主に帰属しない金額	347百万円
うち定時株主総会決議による優先配当額	173百万円
うち中間優先配当額	173百万円
うち配当優先株式に係る消却差額	—百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,542百万円
普通株式の期中平均株式数	178,861千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	347百万円
うち定時株主総会決議による優先配当額	173百万円
うち中間優先配当額	173百万円
うち連結子会社の潜在株式による調整額	—百万円
うち配当優先株式に係る消却差額	—百万円
普通株式増加数	330,900千株
うち優先株式	296,784千株
うち新株予約権付社債	34,116千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

14. 重要な後発事象

当社の完全子会社である株式会社きらやか銀行(以下、「きらやか銀行」という。)は、昭和リース株式会社(以下、「昭和リース」という。)の子会社であるきらやかリース株式会社(以下、「きらやかリース」という。)の普通株式の一部を、平成28年4月1日付で昭和リースより取得し、子会社化(当社の孫会社化)しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：きらやかリース

事業の内容：総合リース業

② 企業結合を行った主な理由

きらやか銀行は、平成21年より「本業支援」を展開し、お客様の多様な事業ニーズに積極的に対応してまいりました。平成25年からは、当社グループにおいて「本業支援」を統一行動指針として掲げ、宮城、山形両県に基盤を持つ唯一の金融機関グループとして「本業支援」を推進しております。一方、きらやかリースは、きらやか銀行の取引先を中心にリース・割賦等の営業を展開し、山形エリアにおいて強固な営業基盤を有しております。平成20年7月には、昭和リースの連結子会社となり、同社のノウハウや人材の提供を受け、営業の強化に努めてまいりました。

今般の本株式取得により、きらやかリースがきらやか銀行の子会社となることに伴い、今まで以上に連携が強化され、お客様へのソリューションメニューの一つとして活用することにより、「本業支援」の更なる進化が図られるものと判断しました。

③ 企業結合日

平成28年4月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

きらやかリース

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に保有していた議決権比率：5.0%

企業結合日に追加取得した議決権比率：90.0%

取得後の議決権比率：95.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

きらやか銀行が現金を対価として株式を取得したため。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価は現在算定中です。

なお、企業結合日に追加取得した株式の対価は、2,951百万円です。

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

リスク管理債権額 (連結)

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
破綻先債権額	713	2,308
延滞債権額	44,149	41,650
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	4,435	4,715
合計	49,298	48,675

(注) 1. 破綻先債権とは、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金の未収利息の収益計上基準については、資産の自己査定の結果に基づき、「破綻先」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらず不計上としております。

4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。